様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処	分の名称	さいたま市浦和ふれあい館利用許可
根拠条例·規則名		さいたま市浦和ふれあい館条例
	条項	第7条
所	管 部 課	保健福祉局 福祉部 福祉総務課 (電話:048-829-1253)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	次のいずれかに該当すると認めたときは許可しない。 (1)浦和ふれあい館の設置の目的に反するとき (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき (3)施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき (4)上記3項目の他、館の管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	即日
間	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
	備考	